

第1回那須地域消防広域化協議会の結果について

平成25年7月30日開催

協議事項

協議第1号	那須地域消防広域化協議会会議運営規程（案）について
結果	（案）のとおり承認された。
協議第2号	事務事業等の調整方針（案）について
結果	（案）のとおり承認された。 以下の5項目を基本原則とし協議にあたることとした。 ① 一体性の確保 ② 住民福祉向上 ③ 負担公平 ④ 健全な財政運営 ⑤ 行政改革推進 ⑥ 適正規模準拠
協議第3号	協議会調整項目（案）について
結果	（案）のとおり承認された。 運営計画関連項目28項目、組合規約関連項目14項目あわせて42項目とした。
協議第4号	広域化の方式について
結果	大田原地区広域消防組合及び黒磯那須消防組合を解散して、新たに設立する「一部事務組合」とする。
協議第5号	消防本部の位置について
結果	大田原市中田原868番12（大田原地区広域消防組合で進めている消防本部の立替移転地）とする。
協議第6号	組合を組織する地方公共団体について
結果	大田原市、那須塩原市及び那須郡那須町とする。
協議第7号	組合の事務所の位置について
結果	大田原市中田原868番12（大田原地区広域消防組合で進めている消防本部の立替移転地）とする。
協議第8号	指令センター（共同運用を含む）について
結果	大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合、南那須地区広域行政事務組合及び塩谷広域行政組合において共同処理する消防指令事務の協議会で運用する。
協議第9号	勤務形態について
結果	毎日勤務及び隔日勤務（2部制）とし、隔日勤務者の勤務サイクル等については、広域化までに調整する。
協議第10号	組合の名称について
結果	那須地区消防組合とする。
協議第11号	消防本部の名称について
結果	那須地区消防本部とする。
協議第12号	組合の組織について
結果	西那須野分署を消防署に格上げし、1消防本部、4消防署、5分署体制とする。消防本部及び消防署の組織については、事務分掌の内容により統合までに調整する。

協議第 13 号	消防署の配置及び管轄区域について
結果	<p>西那須野分署を消防署に格上げし、4 消防署体制とする。</p> <p>仮称西那須野消防署の管轄区域を、那須塩原市の旧西那須野町及び旧塩原町の区域とし、塩原分署を管轄区域に置く。</p> <p>仮称大田原消防署の管轄区域は、旧大田原市、旧湯津上村及び旧黒羽町とする。</p> <p>黒磯消防署と那須消防署の管轄区域は従前どおりとする。</p>
協議第 14 号	組合の共同処理する事務について
結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く）とする。 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく、液化石油ガスの設備工事届の受理に関する事務とする。
協議第 15 号	管理者及び副管理者について
結果	<p>管理者及び副管理者については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合に組合長 1 名、副組合長 2 名を置く。 2 組合長、副組合長は関係市町の長の互選による。 3 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長の任期とする。
協議第 16 号	会計管理者について
結果	<p>会計管理者については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計管理者 1 名を置く 2 組合長は、組合長の属する市町の会計管理者を会計管理者に任命する。 3 会計管理者に事故がある場合は、組合長の属する市町の会計管理者の事務を代理する職員を、会計管理者の事務を代理する職員に任命する。
協議第 17 号	職員について
結果	<p>職員については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合に、消防吏員その他の職員（以下「消防職員」という。）を置く。 2 消防長は組合長が任命し、消防長以外の職員は組合長の承認を得て消防長が任命する。
協議第 18 号	監査委員について
結果	<p>監査委員については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合に監査委員 2 名を置く。 2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て関係市町の監査委員のうちから 1 名、組合議員のうちから 1 名を選任する。 3 監査委員の任期は、関係市町の監査委員のうちから選任される者にあつては、関係市町の任期とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期とする。 4 監査委員が関係市町において職を失したときは、組合長は 2 の規程により選任しなければならない。 5 監査委員は非常勤とする。